

# 操縦士に対する航空英語能力証明の背景について

国際民間航空機関(ICA O)において、操縦士の語学能力(英語)に関する国際標準が採択。  
我が国においても、当該標準の制度化を行った。

## パイロットの語学能力が関与したと考えられる事故が多発

発生年	発生場所	概要
1990	米国	アビアンカ航空のパイロットが、管制官に対して燃料切れを英語で伝えることができず、機体が墜落(死亡者73名)
1996	インド	カザフスタン航空のパイロットが、管制官からの指示を理解できず、サウジアラビア航空機と衝突(死亡者312名)
1997	インドネシア	ガルーダ・インドネシア航空のパイロットが、管制官からの指示を聞き違い、機体が墜落(死亡者234名)
1997	グアム	大韓航空機のパイロットが、管制官からのグライド・スロープ使用不可の連絡を理解できず、機体が墜落(死亡者228名)

国際民間航空機関(ICA O)は、以下の国際標準を採択

- 2008年3月5日以降、パイロットの語学能力(英語)を実証
- 母国語レベル以外の者について、3年又は6年毎に繰返し評価

我が国では、

- 安全性の向上、ICA O標準の遵守の観点から、語学能力証明を制度化(平成18年4月関係法令施行)
- 証明の有効期間は、母国語レベルの者は無期限、母国語レベルに達しない者は3年
- 平成20年3月5日から、証明取得の義務付け規定適用開始、以後証明を受けていない者は国際航行禁止(国内航行は可)

注)米国は、英語能力証明を行わない国に対し、乗入れを禁止する可能性有。

# 航空英語能力証明制度の概要と航空英語能力証明審査会の役割

申請者が必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために、試験を行う。  
以下に掲げる者については、試験の全部又は一部を行わないことができる。

- 国土交通大臣が指定した本邦航空運送事業者が、能力を有すると判定した者
- 外国政府の授与した航空英語能力証明に相当する資格証書を有する者
- 航空大学校及び国土交通大臣が指定した養成施設の課程を修了した者

注・試験は、学科試験(聞き取り試験)及び実地試験(対話試験)により実施。  
・対象となる者は飛行機及び回転翼航空機の定期運送用・事業用・自家用操縦士。  
・我が国における対象者数は6000人程度。このうち9割がエアライン所属。

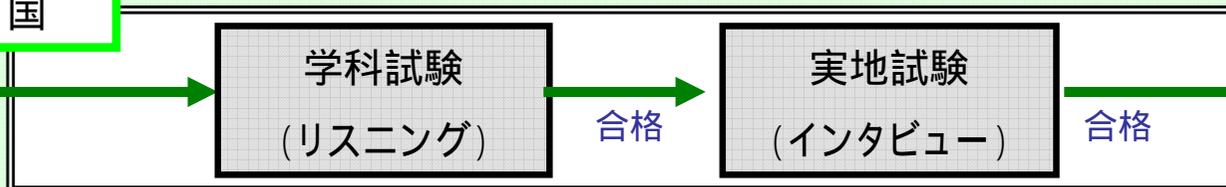
指定制度を設け、能力のあるエアラインを指定し、航空英語能力の判定業務を実施させる

官公庁所属操縦士  
自家用操縦士 等  
約600名

対象者数  
約6000名

エアライン所属操縦士  
約5400名

国へ申請



国が行う実地試験(年6回予定)に対して支援

航空英語能力証明審査会 (事務局: 航空局技術部乗員課)

本邦航空運送事業者の指定に対して支援(年2回予定)

指定航空英語能力判定航空運送事業者

ALへ申込み



国へ申請

航空英語能力証明

国際航行可能

# 航空英語能力判定航空運送事業者指定までの流れ

